

令和7年度中性子サーベイメータ定期保守点検  
仕様書

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構  
那珂フュージョン科学技術研究所  
管理部 保安管理課

## 1. 目的及び概要

本仕様書は、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下「QST」という。）那珂フュージョン科学技術研究所 管理部 保安管理課で所有する中性子サーベイメータの定期保守点検作業の業務を受注者に請負わせるための仕様について定めたものである。

本業務の対象機器は、那珂フュージョン科学技術研究所 放射線障害予防規程に定める、管理区域等の測定、放射線業務従事者等の外部被ばく及び環境線量等を測定するものであるため、定期保守点検作業を行うものである。

受注者は、放射線管理に使用する放射線測定器等の健全性や信頼性を維持し、放射線管理業務における円滑な運用を確保するため、各種測定器の構造、取扱方法を十分理解し、受注者の責任と負担において計画立案し、本業務を実施するものとする。

## 2. 作業実施場所

受注者事務所及び専門検査機関

## 3. 納期

令和8年3月27日

## 4. 納入場所

那珂フュージョン科学技術研究所 JT-60 実験棟 放射線測定室

## 5. 作業内容

### 5. 1 対象機器及び点検時期

機 器 名	型 式 (製造番号)	台数	点検時期 (予定) *
中性子サーベイメータ	NSN10002 (8LN3514T)	1台	12月～
	NSN10002 (8LN3515T)	1台	10月～
	NSN10003 (2LN3504T)	1台	10月～
	NSN22013-YYYYY-S (R8G0413T)	1台	12月～
	NSN22013-YYYYY-S (R9H0212T)	1台	12月～

\*点検時期については、契約締結後に受注者とQST担当者で決定すること。

## 5. 2 点検校正内容

型式	基本点検	性能点検	校正
NSN10002, NSN10003	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外観点検</li> <li>・電源電圧点検</li> <li>・表示操作点検</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電圧低下検出</li> <li>・信号出力</li> <li>・中性子感度 (<math>^{252}\text{Cf}</math>)</li> <li>・<math>\gamma</math>線感度</li> <li>・自然計数</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放射線校正</li> </ul> 速中性子 ( $^{241}\text{Am-Be}$ ) 熱中性子 ( $^{252}\text{Cf}$ )

型式	基本点検	性能点検	校正
NSN22013-YYYYY-S	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外観点検</li> <li>・消費電流</li> <li>・電源電圧点検</li> <li>・キー操作点検</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電圧低下検出</li> <li>・計数パルス出力</li> <li>・中性子感度 (<math>^{252}\text{Cf}</math>)</li> <li>・中性子指示誤差</li> <li>・記録計指示誤差</li> <li>・<math>\gamma</math>線感度</li> <li>・自然計数</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放射線校正</li> </ul> 速中性子 ( $^{241}\text{Am-Be}$ ) 熱中性子 ( $^{252}\text{Cf}$ )

## 6. 提出書類

(1) 作業工程表	契約締結後速やかに	1部
(2) 作業実施要領書	契約締結後速やかに	1部 (要確認 <sup>*1</sup> )
(3) 点検報告書 <sup>*2</sup>	作業終了後速やかに	2部
(4) 校正シール (本体に貼付)	作業終了後速やかに	1部
(5) 再委託承諾願 <sup>*3</sup>	作業開始2週間前までに	1部 (要確認)
(6) その他必要とする書類	必要の都度	1部

\*1 「確認」は次の方法で行う。

QST は、作業実施要領書を受領したときは、確認の期限日を受注者に連絡する。当該期限までに審査を完了し、必要な場合には修正を指示するものとし、修正等を指示しないときは確認したものとする。

\*2 本点検作業に使用した計測機器の検査成績書、校正証明書及びトレーサビリティ体系図を貼付すること。また、本点検は計量法(平成4年法律第51号)に基づく校正事業者登録制度(JCSS)及び日本産業規格(JIS)に基づいて実施するものや、自施設で行う校正された放射線測定器を標準測定器として用いる比較校正のほか、放射線測定器について必要な精度を確保すること

が説明できる方法で実施されていると記した書面を貼付すること。

\*3 再委託がある場合は、QST 指定様式にて提出すること。提出があった場合、QST より書面にて回答する。

## 7. 検査条件

仕様書に従って作業が完了したことを QST が認めたとき及び点検報告書の内容確認並びに提出書類の完納をもって検査合格とする。

## 8. 適用法規

- (1) 放射性同位元素等の規制に関する法律
- (2) 放射性同位元素等の規制に関する法律施行令
- (3) 放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則
- (4) 労働安全衛生法
- (5) 電離放射線障害防止規則

## 9. 特記事項

- (1) 受注者は、QST が量子科学技術の研究・開発を行う機関であるため、高い技術力及び高い信頼性を社会的に求められていることを認識し、QST の規程等を遵守し安全性に配慮し本仕様書に定めた業務を正確にかつ遅滞なく遂行し得る能力を有する者を従事させること。
- (2) 受注者は、業務を実施することにより取得した当該業務及び作業に関する各データ、技術情報、成果その他のすべての資料及び情報を QST の施設外に持ち出して発表若しくは公開し、又は特定の第三者に対価を受け、若しくは無償で提供することはできない。ただし、あらかじめ書面により QST の承認を受けた場合はこの限りではない。
- (3) 受注者は、機器の変質・破損等が生じないように輸送・作業・保管等を行うこと。
- (4) 受注者は ISO9001 等に従い、受注者の責任において、作業の安全性、信頼性の向上のため、要領書提出、実作業、報告書等の提出の各段階において、適切な品質保証活動を実施すること。
- (5) その他仕様書に定めのない事項については、QST と協議の上決定する。

## 10. グリーン購入法の推進

本仕様で定める提出書類（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。